

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機光エレクトロニクス部
有機光エレクトロニクス実用化開発センターにおける科学研究費助成事業
－科研費－等に関する告発等に係る要領

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
事務局長 陶山 正徳 制定
平成28年 9月27日

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機光エレクトロニクス部有機光エレクトロニクス実用化開発センターにおける科学研究費助成事業－科研費－等の研究実施規程第12条第1項において、別途定めることとした科研費等に係る告発等を受け付けた場合の不正に係る調査の体制・手続等について定めるものである。また、告発等の意思を明示しない相談等を受け付けた場合の対応についても定める。

(調査の要否の判断)

第2条 統括管理責任者は、告発等又は告発等の意思を明示しない相談等を受け付けた場合は、迅速かつ確実に最高管理責任者に報告する。告発等又は告発等の意思を明示しない相談等の内容から財団以外にも調査を行うべき機関が想定される場合は、財団は当該機関に当該告発等又は告発等の意思を明示しない相談等について通知する。ただし、告発等又は告発等の意思を明示しない相談等の内容が、財団が調査を行うべきものでない場合は、調査を行うべき機関に当該告発等又は告発等の意思を明示しない相談等を回付する。

2 原則として、告発等は顕名によること、不正に関与した者、不正が行われた時期及び不正が行われた研究資金名等調査対象が特定できること並びに不正とする合理的な根拠が示されていることを満たしているもののみを受け付けるが、要件を満たさない告発等であっても可能な限り受け付けることとする。

3 書面等、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発等又は告発等の意思を明示しない相談等がなされた場合は、財団は告発者又は相談者に告発等又は告発等の意思を明示しない相談等を受け付けたことを通知する。ただし、告発等又は告発等の意思を明示しない相談等が匿名により行われた場合であって、告発者又は相談者の氏名が判明しない場合を除く（以下告発者又は相談者に通知等を行う場合は、すべて同様の取り扱いとする。）。

4 最高管理責任者は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確

認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘等があった場合及び他機関から告発等の通知・回付があった場合も同様の取扱いとする。告発等の意思を明示しない相談等については、財団はその内容に応じ、告発等に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発等の意思があるか否か確認し、告発等の意思が確認できた場合は、以後告発等として取り扱うものとする。なおこれは、告発等の意思表示がなされない場合に財団の判断で告発等とみなすことを妨げるものではない。

- 5 調査を行うことを決定した場合、財団は、告発者及び被告発者に対し、調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が財団以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 6 調査を行わないことを決定した場合、財団はその旨を理由とともに告発者に通知する。この場合、財団は調査の要否の判断に用いた資料等を保存し、その事案に係る配分機関及び告発者の求めに応じ開示する。

(調査委員会)

第3条 最高管理責任者は、調査が必要と判断した場合は、第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置し、調査の実施の決定後30日以内に調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）を開始させる。

- 2 第三者の調査委員は、財団と直接の利害関係を有しない者でなければならない。また、全ての調査委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 財団は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示す。これに対し、告発者及び被告発者は、調査委員会の設置から7日以内であれば、調査委員の選定に異議申立てをすることができる。
- 4 異議申立てがあった場合、最高管理責任者は異議申立ての却下又は調査委員の再選定を行う。調査委員の再選定を行った場合は、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 5 調査委員会は、調査にあたって、告発等された事案に係る研究活動及び調査に関連した被告発者（被告発者以外で、調査対象となっている者を含む。以下本条において同じ。）の他の研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ、会計書類等の各種資料の精査や関係者のヒアリング、再実験の要請及び再実験の指導・監督等を実施する権限を与えられることとする。ただし、再実験は、それに要する期間及び機会（機器、経費等）に関し、財団により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行うものとする。

- 6 調査にあたっては、被告発者の弁明の聴取が行われなければならない。
- 7 財団は、調査にあたって、告発等された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。また、他の機関に証拠となるような資料等が存在する場合には、当該機関に当該資料等を保全する措置をとることを要請する。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しないこととする。
- 8 調査開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間は150日以内を目安とする。
- 9 告発者、被告発者及び関連職員等ほかの関係者は調査委員会の行う調査に誠実に協力しなければならない。特に被告発者は告発等に対する説明責任を負う。なお、かつて関連職員等ほかの関係者であり、調査時までに関連職員等ほかの関係者でなくなった者に関しても同様である。

(調査中における一時的執行停止)

第4条 財団は、必要に応じて被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

(認定)

第5条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

- 2 不正が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発等が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行う。この認定を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 財団は、調査結果を速やかに告発者、被告発者（被告発者以外で不正に関与したと認定された者を含む。以下認定後に被告発者に対して適用される条項は、すべて被告発者以外で不正に関与したと認定された者に対しても同様に適用されるものとする。）及び被告発者の所属機関に通知する。悪意に基づく告発等との認定があった場合、告発者の所属機関にも通知する。
- 4 不正と認定された被告発者は、認定後30日以内であれば、不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。また、告発等が悪意に基づくものと認定された告発者も不服申立てをすることができる。告発者の不服申立て後の手続き等については、被告発者による不服申立ての場合と同等の手続き等とする。
- 5 不正の認定等に係る不服申立てがあった場合、財団は配分機関に報告し、あわせて、告発者に通知する。
- 6 調査委員会は不服申立ての却下又は再調査開始の決定を速やかに行い、財団は当

該決定を配分機関に報告する。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、財団は、調査委員の交代若しくは追加をするか、調査委員会に代えて他の者（以下「調査委員会に代わる者」とする。）に決定をさせることとする。あわせて、不服申立てを却下するのであれば告発者及び被告発者に、再調査を開始するのであれば告発者に通知する。

- 7 不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会又は調査委員会に代わる者が判断するときには、以後の不服申立てを受け付けないことができる。
- 8 再調査開始の決定をした場合には、調査委員会又は調査委員会に代わる者は、被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めることとする。その協力が得られない場合には、再調査を行わないことができる。その場合には、財団は当該決定を配分機関に報告し、告発者及び被告発者に通知することとする。
- 9 調査委員会又は調査委員会に代わる者が、再調査を開始した後、調査結果を覆すか否かを決定するまでの期間は、50日以内を目安とする。ただし、告発者による不服申立てである場合は30日以内を目安とする。
- 10 財団は再調査の結果を配分機関に報告し、あわせて、被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。

（配分機関への報告及び調査への協力等）

第6条 財団は、以下の配分機関への報告及び調査への協力等を行う。

- 一 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議する。
- 二 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の科研費等における管理・監視体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 三 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 四 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- 五 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関の当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査の求めに応じる。

（公表等）

第7条 財団は、調査の結果、不正を認定した場合及び悪意に基づく告発等を認定した場

合は、速やかに調査結果を公表する。また、以上の認定がなかった場合でも、調査事案が外部に漏えいしていた場合は調査結果を公表する。

- 2 不正を認定した場合に公表する内容は、少なくとも不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、財団が公表時までに行った措置の内容、調査委員及び調査委員会に代わる者の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれているものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができる。
- 3 悪意に基づく告発等を認定した場合は、必要に応じて告発者の氏名を公表することとする。
- 4 財団は、不正の調査結果については、処分も含めて関連職員等に周知する。
- 5 財団は、原則として、受け付けた告発等に基づき実施する措置の内容を告発者に通知する。

(懲戒)

第8条 財団は、不正を行った者、その管理監督に適正を欠いた者又は悪意に基づく告発等を行った者に対して、必要に応じて公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団就業規程第35条により懲戒を行う。また、私的流用等、行為の悪質性が高い場合には、必要に応じて刑事告発、民事訴訟等を行う。

- 2 財団は、悪意に基づく告発等であることが判明しない限り、単に告発等をしたことを理由に、告発者に対し懲戒その他不利益な取り扱いをしてはならない。告発等の意思を明示しない相談等を行った相談者に対しても同様である。
- 3 財団は、相当な理由なしに単に告発等がなされたことのみをもって、被告発者その他調査対象となっている者の研究活動を部分的に又は全面的に禁止したり、懲戒その他不利益な取り扱いをしたりしてはならない。告発等の意思を明示しない相談等があった場合も同様である。

(保護)

第9条 告発等があった場合、最高管理責任者、統括管理責任者、調査委員等の関係者は告発者及び被告発者その他調査対象となっている者の保護に十分留意し、秘密保持等を徹底しなければならない。具体的には以下の各号のような対応を行わなければならない。また、告発等の意思を明示しない相談等があった場合も同等の対応を行わなければならない。

- 一 告発等を受け付ける際、個室で面談したり、告発等に係る電子メール等を統括管理責任者以外が見られないようにしたりする等、告発等の内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。
- 二 受付窓口に寄せられた告発等の告発者、被告発者、告発等の内容及び調査内容

について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者その他調査対象となっている者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、秘密保持を徹底しなければならない。ただし、調査事案が漏えいした場合、財団は告発者及び被告発者その他調査対象となっている者の了解を得て、調査中であっても調査事案について公に説明することができるものとする。なお、告発者又は被告発者その他調査対象となっている者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。

- 三 調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。

附則

この要領は、平成２８年 ９月２７日から施行する。